

# 精神保健福祉法改正後の 現状と課題

---

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院  
毛塚和英(精神保健福祉士)

# 現状1:桜ヶ丘記念病院における 退院後生活環境相談員

- ◆ 精神保健福祉士が担当  
(日精協ではPSW78.8%)
- ◆ 精神保健福祉士10名で一人あたり平均14名  
(日精協では16.3名)
- ◆ 病棟担当制で、病棟精神保健福祉士の業務と兼務
- ◆ 概ね、推定人数内で担当が出来ており、法改正等における混乱等は感じられない。

## 現状2: 日本精神科病院協会の数値と 比較(医療保護入院関連)

- ◆ 平成27年1月～12月の新入院患者数: 740名  
内、医療保護入院者: 368名(49.6%)  
(日精協41.6%)
- ◆ 市町村長同意による入院者数20名で5%  
(日精協3.9%)
- ◆ 入院診療計画書の推定される入院期間
  - ・3ヶ月未満: 360件(97.8%) (日精協40.4%)
  - ・6ヶ月未満: 5件(1.4%) (日精協40.1%)
  - ・12ヶ月未満: 3件(0.8%) (日精協18.3%)

## 現状3:日本精神科病院協会の数値と 比較(退院支援委員会) (28.4.18現在)

- ◆ 医療保護入院者368名中、53件の開催。  
開催後33件の退院。
- ◆ 委員会開催前に192件が退院、123件が任意入院へ変更。任意入院のまま入院継続は7件。
- ◆ 本人が参加された件数は25件。  
(日精協1～57件)
- ◆ 地域援助事業者が参加した件数は10件。  
(日精協1～52件、ただし5件以上が全国割合12.6%)

## 現状4:法改正による当院における影響

- ◆ 退院後生活環境相談員がすべて精神保健福祉士であるため、退院支援等の業務に精通していた。
- ◆ 「退院後生活環境相談員のお知らせ」や「退院支援委員会のお知らせ」等の書類の整備をはじめとした事務手続きに追われることが増えた。
- ◆ 以前より密に連絡を取っている事業者が少なく、紹介先の事業者の情報も少ないことが分かった。

# 課題1:医療保護入院同意(者)について

- ◆ 家族等の優先順位がなくなったこと、一時的な電話同意が可能になったこともあり、手続きが簡略化されたが…
  - 1、本当にこの同意者で問題はないかの把握が何処まで出来るか(本人と家族との関係・家族同士の意向等)
  - 2、電話同意の使い方  
(非自発的入院同意の重み)
  - 3、市町村長同意が取れない時の対応  
(家族の消息や意思確認についての制度的理解等)

# 課題2:退院支援委員会について

- 1、開催期間の制約
  - 2、開催期間内での院内での調整  
(主治医と担当看護師・非指定医の場合など)
  - 3、その後の外部の事業所との調整  
(院内との日程が合わなかった場合など)
- ◆「退院後生活環境相談員1人につき概ね50人以下」は妥当なのか

## 課題3:地域援助事業者等の紹介について

- ◆ 医療保護入院者を円滑に地域生活に移行するため、退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等の紹介に努め(努力義務)、それら地域援助事業者と連携し、退院促進のための体制の整備等が義務付けられた。
- ◆ …となっているが、退院支援委員会上では地域援助事業者が参加した件数は多いとは言えない。



## 課題3:地域援助事業者等の紹介について

- 1、連絡を取っている事業者が少なく、連携を取る時の動きが遅くなる
- 2、入院診療計画書の期間内に病状が安定されなかった時に「呼んで良いのか・・・。」という戸惑い、退院支援委員会への呼び掛けの遅れ
- 3、結果として退院が決まってから地域援助事業者を調整することになることも・・・。

# 現状を改善していくには

- ◆ 権利擁護の観点からも医療保護入院時に積極的な第三者(機関)の関わり(精神医療審査会の訪問など)
- ◆ 顔の見える関係の構築・何気ないことでも話の出来る関係(事前に地域の事業所を把握)
- ◆ 退院支援委員会に限らず、ケア会議の時期をシステムの決めて行う
- ◆ 『精神障害者早期退院支援事業補助金』・『精神障害者地域移行体制整備支援事業』の活用(東京都)

# 今後について

- ◆ 現状ある法律をどのように活かせるかを検討
- ◆ システマティックに行う必要性の検討
- ◆ そのシステムを自治体単位で検討
  
- ◆ 「退院後生活環境相談員一人につき概ね50人以下」では、現状の連絡調整や事務手続きを考えると、件数の再考が必要ではないか。

# ご清聴ありがとうございました

- ◆ 大切なものは、「クライアントの生活を真摯に考える理念や意識」であり、その理念や意識が『早期退院がなぜ大切なのか・権利擁護とは何なのか』を考えるプロセスにつながっていくのだと思います。
- ◆ 元々精神保健福祉士の役目にあることが、改めて法改正で出されていることをどう捉えるかという視点も必要かも知れません。
- ◆ 新たな長期入院を生まないための法改正であったため、今日の場のように、法律や制度の仕組みを検討していく必要は大いにあります。